

[様式数やファイル数の削減・統合について]

補助対象経費ごとに様式が分かれており、その様式数が多く(24 様式)、誤った様式への記載や経費の二重計上が生じている。

また、ファイル数が多い(13 ファイル)ことから、1つずつファイルを開くことに時間を要するほか、市町村から都道府県、又は都道府県から国へ提出する際に必要なファイルの添付漏れが生じている。

加えて、個々の経費を入力する様式(以下「個表」という。)と集計様式で同一の数値を入力する箇所は自動入力でなく、手入力となっている。このため、市町村の担当者が数値を誤入力する事案が生じており、都道府県の担当者がアナログな方法により確認しており非効率である。

これについて、個表と集計様式を同一のファイル・別シートに統合することで、ファイル数の削減が可能と考える。併せて、個表の内容を集計様式に自動転記することで、市町村の担当者による数値の誤入力が防止できるとともに、都道府県の担当者がアナログな方式により確認することも不要となる。

[交付要綱における対象経費の明確化について]

(1) 交付要綱中の別紙1と別紙3の統合

別紙1は市町村における補助対象経費を、別紙3には市町村における交付額の算定方法を示すものとされているが、別紙3では交付額の算定方法ではなく、補助対象経費が記載された箇所があるほか、別紙1と同一の内容が記載された箇所も見受けられる。

市町村が当該補助金を申請するに当たり、別紙1と別紙3をそれぞれ確認する必要があり、非効率となっている。

ついては、確認が1度で済むよう、別紙1と別紙3を統合し、各様式の記載内容の重複を解消していただきたい。

◆交付要綱別紙1と別紙3の比較(部分抜粋)

交付要綱別紙1	交付要綱別紙3
ア マイナンバーカードの交付のための人件費 職員手当等(時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、休日勤務手当)、会計年度任用職員及び任期付き職員に係る報酬又は給料等、社会保険料、委託料、負担金、報償費 (以下、省略)	① <u>DV 被害者・震災避難者のための対応経費(別紙 1 ク)</u> <u>需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、負担金</u>
イ 申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポートによる交付並びに交付申請者の代理人に対する交付のための経費 旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費(タブレット端末(1台あたり6万円を上限とする)、モバイルプリンター(1台あたり2.5万円を上限とする)、タブレット用ウェブカメラ(1台あたり1万円を上限とする)に限る)、役務費(通信運搬費、広告料)、使用料及び賃借料、委託料、負担金、報償費 (以下、省略)	② <u>個人番号通知書の確実な送付のための居住実態の調査経費(別紙 1 ケ)</u> <u>職員手当等(時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、休日勤務手当)、会計年度任用職員及び任期付き職員に係る報酬又は給料等、社会保険料、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金</u> <u>※原則勤務日振替等によることとし、やむを得ず増加した経費に限る</u>
<u>ク DV被害者・震災避難者のための対応経費</u> <u>需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、負担金</u>	
<u>ケ 個人番号通知書の確実な送付のための居住実態の</u>	

<u>調査経費</u> <u>職員手当等（時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、休日勤務手当）、会計年度任用職員及び任期付き職員に係る報酬又は給料等、社会保険料、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、負担金</u> <u>※原則勤務日振替等によることとし、やむを得ず増加した経費に限る</u>	
--	--

(2) 補助対象経費の記載方法

a)別紙1ア等で「職員手当等（時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、休日勤務手当）、会計年度任用職員及び任期付き職員に係る報酬又は給料等、社会保険料、委託料、負担金、報償費」という記載がされているが、「会計年度任用職員及び任期付き職員に係る」が報酬又は給料等、社会保険料、委託料、負担金、報償費のうち、どの経費までを含んでいるのかが明確でない。

「会計年度任用職員及び任期付き職員に係る」は、報酬又は給料等、社会保険料まで含んでいるものと推察するが、これについて、「報酬又は給料等、社会保険料については、会計年度任用職員及び任期付き職員へ支給されるものに限る」とするなど記載を変更し、対象経費を明確にしていきたい。

b)交付要綱において、「旅費」と「職員旅費」、「社会保険料」と「共済費」など類似した表現がある。これらの内容に違いがある場合、注釈等の補足をしていただきたい。

[交付要綱と様式の対応を明確化することについて]

交付要綱と様式の対応関係が明示されていないため、誤った様式への記載が生じている。

現在の様式（別紙2～10-10）は、交付要綱別紙3の①～⑨に対応して作成したものとするが、各様式に記載すべき内容が交付要綱のいずれに示されているのかが不明瞭である。

については、各様式と要綱の内容の対応関係を明示していただきたい。

（例）DV 被害者・震災避難者のための対応経費について

様式の題目を『DV 被害者・震災避難者のための対応経費の費目ごとの積算内訳明細書（様式第1号（要綱別紙3①））』とし、交付要綱別紙3①と同じ番号を様式の題目にする

◆交付要綱別紙3と様式の対応状況（部分抜粋）

交付要綱別紙3	現行の様式の題目
① DV 被害者・震災避難者のための対応経費（別紙1ク）	DV 被害者・震災避難者のための対応経費の費目ごとの積算内訳明細書（別紙2（様式第1号、第10号関係））
② 個人番号通知書の確実な送付のための居住実態の調査経費（別紙1ケ）	個人番号通知書の確実な送付のための居住実態の調査経費の費目ごとの積算内訳明細書（別紙3（様式第1号、第10号関係））
③ 出張申請受付及び申請サポート事業による交付並びに交付申請者の代理人に対する交付にかかった経費	出張申請受付及び申請サポート事業による交付並びに交付申請者の代理人に対する交付にかかった経費の費目ごとの積算内訳明細書 ※庁舎外の設置に係る経費に限る（別紙4（様式第1号、第10号関係））